

2020年3月18日
全国港湾19発第70号
港運同盟発20-第7号

厚生労働省 職業安定局
局長 小林 洋 司 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉 正 博

港湾政策並びに港湾労働に係る申入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。周知の通り、私も港湾労働組合は港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾労働法の順守並びに全港・全職種適用拡大について
 - (1) 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を早急に行うこと。
 - (2) 労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以って適用対象を全港・全職種とすべく、早急に港運労使との三者協議を開催すること。
 - (3) 港湾労働秩序維持のために、6大港に於いてワッペンの斉一化を行うこと。
2. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について
 - (1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域の海荷を取り扱う倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。(港労法改正を含む) マルチテナント型倉庫に対する港湾倉庫適用についても上記同様に指定を行うこと。尚、港湾倉庫指定に係る基準改定協議会(仮称)を設置すること。
 - (2) 「特定港湾倉庫指定のあり方に関する三者懇談会(仮称)」を設置すること。
 - (3) 港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港運事業法でいう許可事業者に雇用された労働者とする。尚、労使行政(貴省)との三者による雇用秩序パトロールを断続的に行うこと。
3. 港湾通過貨物対策について
港湾を通過する貨物は全て港湾労働の職域であることについて認めること。

4. コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置について国交省と連携し講じること。具体的にはコンテナターミナルゲート作業は検数検定・関連労働者・港湾荷役の職域として措置すること。

5. 港湾産別協定である「日雇い不使用協定」について

現在、港運労使で取り組みを進めている労使委員会に貴省も参加すること。

6. 港湾労働の石綿被災対策について

- (1) 港湾労働石綿被災補償制度の確立について国策として救済基金(仮称)の制度を創設すること。
- (2) 所謂、四者協議を直ちに設置し、再開すること。
- (3) 港湾施設における石綿対策調査実施と曝露防止策の検証を行い、国策として講じること。

7. 異常気象による災害発生時における救済策について

近年の異常気象に起因する港湾労働に係る災害について「異常気象による港湾労働における救済制度(仮称)」を国交省と連携のうえ確立すること。四者における協議委員会を設置すること。

8. ILO(国際労働機関)条約・勧告批准について

ILO第137号条約(港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約)を批准すること。また、これら条約を補足する各勧告(第145・160号)についても同様の措置を講じること。

9. 働き方改革について

港湾労働の特殊性である波動性に鑑み「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について、港湾運送事業者・港湾労働者においては、雇用・職域の観点から適用(罰則)を緩和すること。

10. 所謂、新型コロナウイルス感染予防について、港湾労働者の安全・安心が担保しうる措置を講じること。

- (1) 外貿船(革新船・在来船)における港湾荷役(船内、沿岸、倉庫、検数、検定、関連等)の際、感染予防を期すべく港湾荷役に携わる全ての港湾労働者に対し「安全マニュアル」について政労使三者で以て早急に策定すること。
- (2) 港湾荷役に携わる全ての港湾労働者に対し、医療機関による感染検査を常時行える措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルスの影響により、中国、韓国からの貨物が急激に減少しており、休業を余儀なくされた場合、雇用調整助成金の特例実施を行うこと。
- (4) 本船入港の際、船員の検疫検査を行い、港湾荷役を行う港湾労働者の感染予防の措置を講じること。

以上